

1、2、8、15

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【561, 821 (0) 百万円】

対策のポイント

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
 - ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成
- を内容とする対策を実施し、平成23年度からの本格実施への円滑な移行に資します。

<主な内容>

1 水田利活用自給力向上事業

216, 729 (0) 百万円

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとします。

(1) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とします。

(2) 交付単価

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講じます。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 米戸別所得補償モデル事業

337,088(0) 百万円

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

(1) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a 控除して算定

(3) 交付単価

① 定額部分

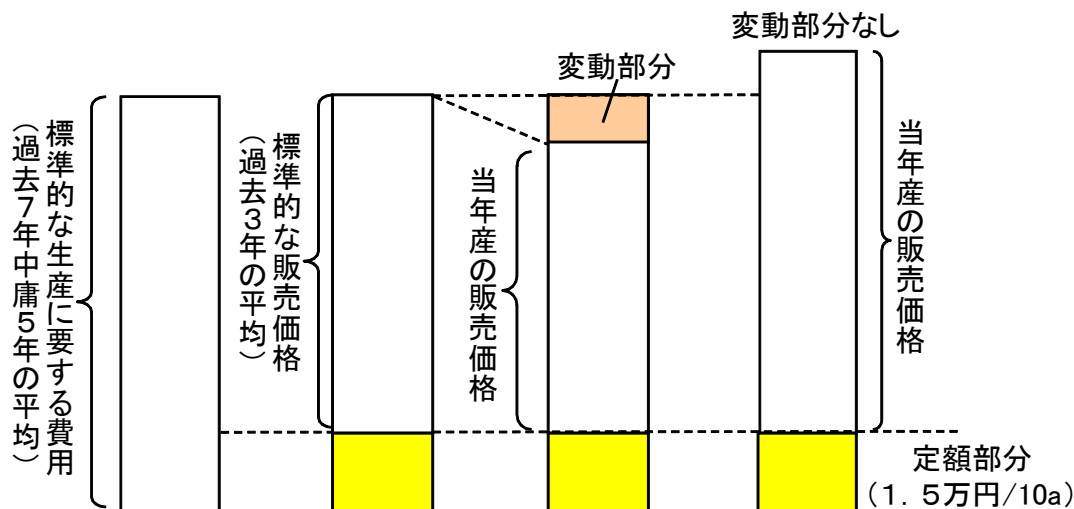
標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額である1万5千円/10aを全国一律単価とし、これに交付対象面積を乗じた金額を当年産の販売価格のいかんに関わらず交付します。

② 変動部分

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定し、これに交付対象面積を乗じた金額を交付します。

定額部分	10a 当たり 1万5千円 (全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格 (過去3年平均) を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

(参考)



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

7,641(0) 百万円

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要なとなる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

(2) 統計調査事業

362(0) 百万円

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充します。

お問い合わせ先：

1の事業；生産局農業生産支援課 (03-3597-0191 (直))

2、3の事業；大臣官房政策課
戸別所得補償制度推進チーム (03-6744-1850 (直))

3の事業；大臣官房統計部管理課 (03-3502-5621 (直))

3 新型コロナウイルス発生時等の食料供給能力向上対策事業

【30(0)百万円】

対策のポイント

新型コロナウイルスの発生など異常事態時においても、国民の食料供給に不安が生じないよう、不測の状況下における食品産業事業者の事業継続能力の向上を図ります。

<背景/課題>

- ・強毒性の新型インフルエンザ発生し、長期間にわたって影響を及ぼした場合、
 - ① 外食を控えるための保存性の高い食品等への需要の集中
 - ② 感染者の増加による事業者の操業度の低下
 - ③ 原材料、運送等サプライチェーンの寸断など、国民への食料供給が停滞するおそれ。
 - ・このような状況の下でも、国民への食料の安定供給を確保し、食生活に不安を生じないようにするためには、食料の生産・供給等を行う食品事業者等における事業の継続が不可欠。
 - ・具体的にどのように事業を実施するかを示す事業継続計画の策定を促進する必要。

政策目標

平成22年度までに事業継続計画策定済みの食品産業事業者を約1割（平成21年9月30日現在）から約7割へ増加

<主な内容>

不測時における食料供給対策

(1) 事業継続計画の策定

事業継続計画策定推進のための研修会の開催や備蓄適正の高い品目(米、小麦製品、缶詰等)の高い供給水準を維持するため、サプライチェーンにおける事業継続計画の実証・改善を行います。

(2) 原材料確保のための支援手法調査

原材料在庫確保のための支援手法に関して、食品事業者がどのように原材料の確保を図るのか、スイス等の備蓄政策を行っている諸外国における食品事業者の原材料確保はどうなっているのか等についての調査を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2395(直))]

4 食料自給率向上国民運動拡大推進事業

【1,000(1,700)百万円】

対策のポイント

食料の安定供給を確保するため、国民が食料自給率の向上に資する具体的な行動を起こしていけるよう普及・啓発を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の食料自給率は41%(20年度・カロリーベース)と主要な先進国の中で最低水準(オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%(以上平成15年))。
- ・世界の食料需給は途上国の経済発展やバイオ燃料による需要拡大、地球規模の気候変動という中長期的に継続する要因により、今後もひっ迫傾向で推移する見通し。
- ・このため、国民への食料の安定供給を確保するために食料自給率の向上を図ることは、食料・農業・農村基本計画に位置づけられた課題。

政策目標

食料自給率目標の達成を図るため、推進パートナー数を5,000社(平成22年度)に拡大

<主な内容>

食料自給率向上に向けた国民への情報発信

国民の一人一人が食料自給率の現状について理解し、日々の食生活の中で国産農産物等を積極的に選択する等の具体的な行動を起こしていけるよう普及・啓発事業を実施します。また、食品関連企業をはじめ国産品を応援する人々の組織化を図ります。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2395(直))]

5 地球環境総合対策推進事業

【99（58）百万円】

対策のポイント

農林水産分野における排出量取引や「CO₂の見える化」を通じた新たな地球温暖化対策を推進するとともに、食料生産と生物多様性保全が両立する取組の実践を推進します。

<背景/課題>

- ・温室効果ガス排出削減目標（2020年までに1990年比25%削減）の達成に向け、農林水産分野においても排出削減・吸収の取組が拡大するよう、排出量取引や「CO₂の見える化」などの新たな地球温暖化対策を強力に推進する必要。
- ・平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）においては、現行の2010年目標に代わる新たな目標が決定される予定であり、生物多様性保全への意識の向上が見込まれる中、生物多様性を保全できるような農林水産業の推進を図るとともに、我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割に対する国内外の理解を高める必要。

政策目標

- 農林水産分野からの温室効果ガス排出量を排出量取引、「CO₂の見える化」を通じて10万t-CO₂削減（平成24年度）
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%（平成24年度）

<主な内容>

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援 30（0）百万円
農林水産業から発生するメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスに係る新たな排出削減方法論の検討・策定を支援します。また、温室効果ガス排出削減・吸収に取り組みクレジットを創出する複数の農業者等（売り手）と企業等（買い手）とのマッチング等を通じた排出量取引制度への参画支援を行います。
（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）
2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進 39（58）百万円
品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定及び「CO₂の見える化」の試行的実施や、農産物に係る「CO₂の見える化」ルールの検討を支援します。
（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）
3. 生物多様性を向上させる農業の拡大の推進 30（0）百万円
生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、食料生産と生物多様性保全とを両立させる水田農業の取組の全国的な拡大を図ります。
（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-2017（直））]

- 温室効果ガス排出削減目標(2020年までに1990年比25%削減)達成に向け、地球温暖化対策の強力な推進が必要
- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性保全に関する新たな目標が決定予定
- 温室効果ガス排出削減を誘導する新たな手法の展開、農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進が必要

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援 【30(0)百万円】

● 新たな排出削減方法論策定支援

- ・メタンや一酸化二窒素削減等の取組の取引対象化に向けた新たな排出削減方法論の検討・策定を支援

● 排出量取引参画支援

- ・クレジットを創出する複数の農業者等(売り手)と企業等(買い手)とのマッチング等を通じた排出量取引制度への参画支援



2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進 【39(58)百万円】

● 「CO₂の見える化」モデル構築

- ・品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定と「CO₂の見える化」の試行的実施を支援

● 農産物における「CO₂の見える化」ルール構築

- ・農産物に係る「CO₂の見える化」に関する手法の具体的な表示ルール検討を支援



3. 生物多様性を向上させる農業の拡大の推進 【30(0)百万円】

● 生物多様性向上農業拡大事業

- ・生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、食料生産と生物多様性保全とを両立させる水田農業の取組の実践を全国的に拡大。



- 農林水産分野からの温室効果ガス排出量を排出量取引、「CO₂の見える化」を通じて10万t-CO₂削減(平成24年度)
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%(平成24年度)